

午後2時00分 開会

○議長（永井 正君） 平成18年第1回別府市議会臨時会は、成立いたしました。

ただいまから、開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により行います。

日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において指名いたします。

9番 黒木 愛一郎 君

27番 内田 有彦 君

29番 首藤 正 君

以上の3名の方々をお願いいたします。

次に、日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程のとおり、本日から4月6日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日から4月6日までの3日間と決定いたしました。

次に、日程第3により、議第47号別府市有地「楠港跡地」への大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）誘致についての住民投票に関する条例の制定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第47号は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、別府市有地「楠港跡地」への大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）誘致についての住民投票に関する条例の制定の請求を受理しましたので、同条第3項の規定により、意見をつけてこれを議会に付議するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。何とぞ慎重審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永井 正君） 提案理由の説明に続き、地方自治法第74条第3項の規定により、本件に対する市長の意見を聴取いたします。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 意見書について、御説明を申し上げます。

地方自治法第74条第3項の規定に基づいて付議いたしました、別府市有地「楠港跡地」への大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）誘致についての住民投票に関する条例案は、別府市有地である楠港跡地に大型商業施設を誘致するに当たって、市民による投票によって市民の賛否の意思を明らかにすることを主な内容とするものであります。地方自治制度は、住民から直接選挙された長と議会の議員によって地方行政を運営する代表民主制を原則といたしております。地方自治法は、地方公共団体に議決機関としての議会と執行機関としての長を置き、地方公共団体の団体意思の決定を住民の代表者たる議員によって構成された議会の議決にゆだねています。

もっとも私は、地方自治法が直接請求制度をも採用していること等にかんがみ、住民投票の意義を一切認めないという立場に立つものではありません。現に私は、市民に大きな負担を伴う問題については住民投票を行う旨、かねてより言明をしてきたところであり、しかしながら、私は、諸般の事情等を総合的に勘案し、慎重に住民投票との適応性を検討した

とき、本件の企業誘致のような経済問題は、住民投票によってその賛否を問うべき事柄ではないと考えております。私は、約12年間にわたって放置されてきた楠港埋立地にかかわる経緯を踏まえ、さらには別府市の中心市街地の実情を直視したとき、これ以上事態を放置し続けることは、別府市の行財政運営を預かる者としてとるべき道ではないと判断したものであります。このことは、これまでもあらゆる機会を通じて議員各位を初め市民の皆様方にも御説明申し上げてきたところであり、楠港埋立地への企業誘致を契機として往時のにぎわいを取り戻すことによって中心市街地の活性化を図り、ひいては別府市の地域再生を図ることは、本市にとって最優先して取り組むべき重要な政策課題の一つであります。このような重要な政策課題については、代表民主制を基軸とする地方自治制度のもとでは、何よりもまず執行機関と民意を代表する議決機関たる議会がともに考え、別府市の団体意思を決定すべきであると考えております。

以上の理由により、私は、本条例の制定の必要はないものと考えております。

議員各位におかれましては、楠港埋立地への企業誘致にかかわる事情等を御賢察の上、本条例の制定の可否について慎重に御判断をさせていただきますよう、お願いを申し上げます。

(拍手)

○議長(永井 正君) 以上で、提案理由の説明及び市長の意見聴取は終わりました。

上程中の本件に対する質疑は、審議の充実を図るため、後ほどお諮りする条例制定請求代表者の意見陳述の後に行うことといたします。

次に、日程第4により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与える件を上程議題といたします。

条例制定を求める直接請求で市長から条例案が付議されたときは、地方自治法第74条第4項の規定により、議会は審議を行うに当たり政令の定めるところにより条例制定の請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこととされております。

お諮りいたします。

議第47号に係る条例制定請求代表者の意見陳述については、お手元に配付いたしておりますとおり、明後日6日の午前10時から本会議において10分以内で行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永井 正君) 御異議なしと認めます。

よって、議第47号に係る条例制定請求代表者の意見陳述については、明後日6日の午前10時から本会議において10分以内で行うことと決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日5日は、考案のため本会議を休会とし、次の本会議は、6日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時08分 散会